

平成30年 第1回

香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）

会 議 録

2月27日 開会

2月27日 閉会

平成30年第1回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録
2月27日（火曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第2号

平成30年1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

平成30年2月27日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成30年2月27日（火） 午後2時
2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室

午後2時0分 開会

出席議員 22名

1番	中村順一	12番	井上弘志
2番	大橋光政	13番	詫間政司
3番	二川浩三	14番	山崎勝義
4番	鎌田基志	15番	安井信之
5番	竹内俊彦	16番	西丸一明
6番	水本徹雄	17番	小林眞一
7番	松浦正武	18番	柴村賢三
8番	大藤匡文	19番	碓石眞己
9番	中村晋章	20番	眞鍋籌男
10番	立石隆男	21番	庄野克宏
11番	松原壯典	22番	三好勝利

欠席議員 なし

出席関係者

広域連合長	大西秀人	事業課医療給付 グループリーダー	有本武史
副広域連合長	大山茂樹	事業課保険料 グループリーダー	植松千博
副広域連合長	藤井賢	事業課保健事業 グループリーダー	石垣真理子
事務局長	宮崎正義	議会事務局長	金川修二
事業課長	高畑正弘	議会事務局次長	小河啓二
事業課資格管理 グループリーダー	川股幸宏	事務局書記	中谷栄美

議 事 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 議案第1号から議案第8号まで

議案第1号 平成29年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

議案第2号 平成29年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第3号 平成30年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第4号 平成30年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第5号 香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第6号 香川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第7号 香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第8号 香川県後期高齢者医療広域連合広域計画について
(提案説明、質疑、討論、採決)

本日の会議に付した事件

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 議案第1号から議案第8号まで

○議長（鎌田基志君）皆さんこんにちは。

年度末の何かとお忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。

これより平成30年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付いたしてあるとおりであります。



日程第1 議席の指定

○議長（鎌田基志君）まず、日程第1議席の指定を行います。

任期満了に伴う議員選挙が行われました観音寺市議会から昨年12月4日をもちまして選出されました立石隆男君の議席は10番に、また三豊市議会から去る2月22日をもちまして選出されました詫間政司君の議席は13番に、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。



日程第2 会期決定について

○議長（鎌田基志君）次に、日程第2会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。



日程第3 会議録署名議員指名について

○議長（鎌田基志君）次に、日程第3会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において9番中村晋章君及び22番三好勝利君を指名いたします。



諸般の報告

○議長（鎌田基志君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたの

で、御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

事務局長。

〔議会事務局長（金川修二君）議案第1号～議案第8号までの議案を朗読〕

○議長（鎌田基志君）以上で諸般の報告を終わります。



日程第4 議案第1号から議案第8号まで

○議長（鎌田基志君）次に、日程第4議案第1号から議案第8号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）本日の平成30年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

初めに、補正予算案でございますが、今回の補正は補正予算編成方針に基づき決算見込みを行い、不用額が生じる見込みがあり、その額がおおむね50万円を超え、かつ補正することが適当と判断されるものを補正の対象としたものでございます。

まず、議案第1号平成29年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳出といたしまして、第2款「総務費」では、第三者行為求償事務手数料や社会保障・税番号制度関連業務負担金など、事務局の運営に要する経費が当初の予定を下回る見込みとなったことなどから、減額補正するものでございます。

また、第3款「民生費」では、医療機関等の適正受診に関する啓発用パンフレット作成等の経費及び制度改正周知関連業務に係る経費、重複・頻回受診者訪問指導委託業務の訪問回数並びに適正受診普及啓発グッズの単価が当初の予定を下回ったことなどから、減額補正するものでございます。

以上が、一般会計補正予算の概要でございますが、今回の補正額は2,830万円の減額となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと、歳入歳出予算の総額は5億3,790万円となるものでございます。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を減額補正するとともに、第2款「国庫支出金」では、医療費

適正化等推進事業費補助金及び高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を増額補正し、第4款「繰入金」では、特別調整交付金繰入金を減額補正するほか、第5款「繰越金」では、前年度の歳計剰余金による繰越金を増額補正することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第2号平成29年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」の第2項「高額療養諸費」では、制度改正により高額療養費の上限額が引き上げられたこと及び医療費が当初の予定を下回ったことにより、減額補正するものでございます。

また、第5款「基金積立金」では、後期高齢者医療事業財政調整基金積立金の運用利息が当初の予定を上回ったため、増額補正するものでございます。

また、第6款「諸支出金」の第1項「償還金及び還付加算金」では、国の軽減判定誤り等による保険料の払戻金が当初の予定を上回ったこと及び医療給付費や高額医療費の過年度分の精算において、超過額を返還する必要があることから、国庫負担金等を返還するため、増額補正するものでございます。

また、第2項「繰出金」では、一般会計へ繰り出す制度改正周知関連業務に係る経費及び医療機関等の適正受診に関する啓発事業に係る経費が当初の予定を下回ったため、減額補正するものでございます。

以上が、後期高齢者医療事業特別会計補正予算案の概要でございますが、今回の補正額は17億4,060万円の増額補正となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと、歳入歳出予算の総額は1,402億2,030万円となるものでございます。

なお、これに見合う歳入といたしまして、保険料収入が制度改正等により当初の予定を上回るなどにより、第1款「市町支出金」、第1項「市町負担金」を増額補正し、療養給付金や高額療養費が当初の予定を下回ったことなどにより、第2款「国庫支出金」、第1項「国庫負担金」や第2項「国庫補助金」及び第3款「県支出金」並びに第4款「支払基金交付金」をそれぞれ減額補正するものでございます。

また、第7款「財産収入」では、後期高齢者医療事業財政調整基金運用収入を、第8款「繰入金」では、後期高齢者医療事業財政調整基金繰入金を、第9款「繰越金」では、前年度の歳計剰余金による繰越金を、第10款「諸収入」では、診療報酬等の返納金を、それぞれ増額補正することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第3号及び議案第4号の新年度予算案でございますが、平成30年度予算編

成に当たっては診療報酬全体でマイナス改定となるものの、医療技術の高度化や高齢化の進展によりさらなる医療費の上昇が予想されることも踏まえ、葬祭費などの医療給付費の見直しを初め、将来にわたって被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう医療の確保に努めるとともに、健康長寿社会の実現を目指して保健事業を被保険者のニーズに沿った取り組みにするなど、限られた財源を重点的かつ効果的に配分したところでございます。

まず、議案第3号平成30年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「議会費」では、広域連合議会議員の報酬及び費用弁償のほか、議会の運営等に要する経費として125万2,000円を計上したものでございます。

また、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」では、事務局の運営に要する経費として、丸亀市からの派遣職員の給与費を初め、被保険者証の更新に伴う通信運搬費や広域連合電算処理システム等の委託料及び賃借料、派遣職員の給与費相当分の負担金等を、第2項「選挙費」では、選挙管理委員の報酬及び事務費等を、第3項「監査委員費」では、監査委員の報酬及び事務費など、合わせて4億7,712万1,000円を計上したものでございます。

また、第3款「民生費」では、特別対策事業費として懇話会開催経費や医療機関等の適正受診に関する啓発パンフレット等の作成や、療養費支給申請書点検等業務委託に係る経費を計上したものでございます。また、医療費適正化等推進事業費として、重複・頻回受診者に対する訪問指導委託業務や後発医薬品差額通知に係る経費、訪問歯科健診や残薬対策事業委託に係る経費など、合わせて6,202万7,000円を計上したものでございます。

以上、一般会計予算総額は5億4,090万円となり、平成29年度当初予算に比べ、金額で2,530万円、率にして4.5%の減となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「分担金及び負担金」では、共通経費としての市町負担金を、第2款「国庫支出金」では、医療費適正化等推進事業費補助金を、第4款「繰入金」では、特別会計からの繰入金を充てることなどにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第4号平成30年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、歳出といたしまして、第1款「保険給付費」、第1項「療養

諸費」では、本会計予算の主要な部分を占めます療養給付費負担金及び療養費負担金を初め審査支払手数料等を、第2項「高額療養諸費」では、高額療養費負担金及び高額介護合算療養費負担金を、第3項「その他医療給付費」では、葬祭費負担金を、合わせて1,367億1,751万円計上したものでございます。

また、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」では、著しく高額な医療費の財政影響を緩和する事業に対する拠出金として、4,110万円を計上したものでございます。

また、第4款「保健事業費」では、被保険者の健康診査を市町に委託して実施する経費のほか、前年度に75歳になった被保険者を対象に歯科健診を実施する経費として、6億2,744万2,000円を計上したものでございます。

また、第5款「基金積立金」では、後期高齢者医療事業財政調整基金積立金を213万2,000円計上したものでございます。

また、第6款「諸支出金」、第1項「償還金及び還付加算金」では、市町が払い戻す過年度分の過誤納保険料等の経費のほか、新たに国の保険料軽減判定システムの誤りに伴う特別返還金を、第2項「繰出金」では、長寿・健康増進事業などに係る国の特別調整交付金を一般会計へ繰り出す経費として、合わせて6,171万6,000円計上したものでございます。

以上、特別会計の予算総額は1,374億5,490万円となり、平成29年度当初予算に比べ、金額で10億2,480万円、率にして0.7%の減となった次第でございます。

なお、これに見合う歳入といたしまして、第1款「市町支出金」では、市町からの保険料等負担金及び療養給付費負担金を、第2款「国庫支出金」では、療養給付費負担金、高額医療費負担金などを、第3款「県支出金」では、療養給付費負担金、高額医療費負担金などを、第4款「支払基金交付金」では、現役世代からの支援金としての後期高齢者交付金を、第5款「特別高額医療費共同事業交付金」では、同事業交付金などを充てることにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第5号香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、職員の給与について、人事院勧告に準拠して関係条文を改定するものでございます。

次に、議案第6号香川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行により人事院規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第7号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、平成30年4月1日から葬祭費支給金額を5万円から3万円に見直すことに伴う改定、平成30年度及び31年度における保険料率の制定、保険料賦課限度額の改定及び平成30年度における所得の少ない被保険者に係る負担軽減を図るため必要な事項を定めるほか、保険料の納付対象者に法第55条または法第55条の2の規定の適用を受ける被保険者、市町が徴収すべき対象者に法第55条の2の規定の適用を受ける被保険者をそれぞれ追加することに伴い、改正するものでございます。

次に、議案第8号香川県後期高齢者医療広域連合広域計画についてでございますが、後期高齢者医療事務を総合的かつ計画的に実施するため、広域連合と広域連合を組織する関係市長の処理する諸事務を定めるとともに、住民に対し広域連合の目標や事務処理の方針を明確に示す必要性から、広域計画の作成が義務づけられているものでございます。平成25年度に策定いたしました広域計画の期間が今年度末で満了することに伴い、平成30年度以降の第3次広域計画を策定するものでございます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鎌田基志君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第1号平成29年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成29年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成30年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成30年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号香川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号香川県後期高齢者医療広域連合広域計画についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会の全日程は終わりました。

この際、広域連合長から挨拶の申し出がありますので、これを受けることにいたします。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは、本広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして御議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

さて、昨年12月22日に閣議決定されました平成30年度の政府予算案では、一般会計の総額は6年続けて過去最大を更新したとのことでございます。また、30年度は6年に一度の診療報酬と介護報酬の同時改定がございまして、診療報酬本体につきましては0.55%の引き上げ、薬価等につきましては1.74%の引き下げとなり、診療報酬全体では1.19%のマイナス改定となることが発表されております。

これによりまして、国の予算の3分の1を占めます社会保障費の自然増につきましては、高額療養費制度や保険料軽減特例の段階的な見直しなどの制度改革等とあわせ、概算要求額より1,300億円縮減し、29年度比で5,000億円程度の増加とすることで、3年間で約1兆5,000億円に抑制するという目標を達成したようでございます。

このような中、後期高齢者医療制度の保険料賦課限度額につきましては、中間所得者層の負担抑制と上位所得者層に応分の負担を求める観点から、30年度から5万円引き上げられる62万円となる改正が行われているところでございます。また、本広域連合の30年度及び31年度の保険料率の改定につきましては、慎重に作業を行いました結果、均

等割、所得割とも現行の水準で据え置くことになりましたほか、国の推進する保険者インセンティブを効果的に実施するため、今年度中に策定いたします第2期のデータヘルス計画に基づき、高齢者の特性を踏まえた保健事業を実施し、引き続き高齢期における健康づくりに鋭意取り組んでまいり所存でございます。

今後とも、被保険者の方々の医療に対する安心を確保するため、引き続き国の動向を注視するとともに、香川県や各市町等とも緊密に連携を図りながら本制度の円滑かつ効果的な事業運営に配慮してまいりたいと存じます。

どうか議員皆様方におかれましては、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いをいたしまして、まことに簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（鎌田基志君）これにて平成30年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時24分 閉会

会議録署名議員

議 長 鎌 田 基 志

議 員 中 村 晋 章

議 員 三 好 勝 利

